

平成 28 年 6 月定例会 請願

平成28年請願第 2 号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

・受理年月日

平成 28 年 6 月 6 日

・請願の要旨

厚生労働省は、本年 4 月より年金を 0.9%増額改定したが、2004年の年金法の改定を受け、より低い賃金上昇率の 2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする 0.5%を減じた上、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに 0.9%減額し、結果として、0.9%の増額改定にとどめた。

政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」を使って、この先 30 年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定を狙っている。

年金の実質的な削減は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで、高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしている。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題であり、地域経済と地方財政に与える影響は大きい。

年金がふえれば地域の消費もふえ、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担の低減できる好循環になる。

については、下記事項について国会又は政府関係省庁に対して意見書を提出するよう請願する。

請願項目

- 1 年金の隔月支給を国際標準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金を毎年引き下げる「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

・請願者の住所氏名

盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル

全日本年金者組合岩手県本部 執行委員長 山田 勝哉

釜石市定内町 2-10-41

全日本年金者組合釜石支部 執行委員長 瀬川 悦司

・紹介議員

菊池 孝

・処理経過

平成 28 年 3 月定例会本議において、総務常任委員会へ付託しました。

上記項目を記載した請願文書表を全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

・審査結果・採決

平成 28 年 9 月 23 日の 9 月定例会本会議において、菊池秀明総務常任委員長から委員会での審査の結果「不採択すべき」とする報告があり、採決の結果、賛成少数で「不採択」としました。

平成 28 年 6 月定例会 請願

平成28年請願第 3 号

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める請願

・受理年月日

平成 28 年 6 月 7 日

・請願の要旨

岩手県は医療費助成制度の給付方法について、就学前児童及び妊産婦については2016年8月より現物給付を導入する方針で、その他の助成制度対象者は償還払いのままである。

償還払いは、医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻される仕組みである。

一方の現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では秋田県や山形県は全ての制度で現物給付を導入している。

患者にとっての現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要で、そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができる。

市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認と診療報酬明細書（レセプト）への貼付が不要となる。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの国民健康保険に係る国庫負担金が削減されてしまい、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すことは言語道断です。

については、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について岩手県及び国に対して意見書を提出するよう請願する。

請願項目

- 1 県は医療費助成制度の給付方法について、全て現物給付とすること。
- 2 国は現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の削減をやめること。

・請願者の住所氏名

盛岡市盛岡駅前通15-19 盛岡フコク生命ビル8階
岩手県保険医協会 会長 南部 淑人

・紹介議員

古川愛明
菊池秀明
木村琳藏

・結果

請願者から請願撤回の申し出があり、平成 28 年 12 月定例会において、撤回が承認されました。

平成 28 年 6 月定例会 陳情

平成28年陳情第 2 号

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める 陳情

・受理年月日

平成28年 3 月 9 日

・陳情の要旨

東日本大震災の発生から 5 年を迎え、この間、公務労働者は国・地方を分かつたず、復興の実現に向けて全力で取り組んでいる。

仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたならば、迅速な復旧・復興の取り組みは極めて困難であったと考えられる。

その一方で、国は現在の都道府県制度をなくし、「道州制」導入の議論が活発化している。

道州制は、国が本来果たすべき国民への責任を後退させるもので、生存権や教育権など、憲法が定める基本的人権を踏みにじるものにほかならず、公務・公共サービスや教育の後退にもつながるばかりか、「この国のかたち」を根本的に変えるという極めて重要な問題を持っている。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震などの発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。

こうした中で、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠である。

については下記の項目について、国に対して要請するようお願いする。

記

- 1 国の責任を放棄する道州制は導入しないこと。国は憲法が定める生存権や教育権などナショナルミニマムを保障し、国民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるように必要な役割を發揮すること。
- 2 国と地方自治体が協力して国民の安全・安心を確保するため、国の出先機関を存続・充実させること。

・陳情者

盛岡市紺屋町7-26 盛岡公共職業安定所内
岩手県国家公務関連労働組合共闘会議 議長 岩崎 保

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。